

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、早稲田大学（以下「大学」という。）の教職員等が行った発明等の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、その発明者としての権利を保障するとともに、知的財産権の適正な管理を実現することにより、学術研究成果の社会的活用を図り、もって学術研究の振興に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本規程において、次に掲げる用語は、次の定義によるものとする。

一 「発明等」とは、次に掲げるものをいう。

ア 特許権の対象となるものについては発明

イ 実用新案権の対象となるものについては考案

ウ 意匠権、回路配置利用権ならびに著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第2条第1項第10号の2のプログラム著作物および同号の3のデータベースの著作物（以下、「プログラム等」という。）の著作権の対象となるものについては創作

エ 品種登録にかかわる権利の対象となるものについては育成

オ ノウハウを対象とするものについては案出

二 「職務発明等」とは、大学の教職員等として学外から獲得した研究資金もしくは大学の予算を使用し、または大学からの支援を受けもしくは大学の設備施設などを利用してなされた成果であると大学が認定した発明等をいう。

三 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

ア 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権および種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権

イ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設置の登録を受ける権利および種苗法第3条第1項に規定する品種登録を受ける権利

ウ 著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の2のプログラム著作物および同号の3のデータベースの著作物に係る著作権法第21条から第28条に規定する著作権

エ ア、イまたはウに掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能な財産的価値があるものであって、大学が特に指定する権利（ノウハウ等を指す。）

オ 外国におけるアからエに掲げる権利に相当する権利

四 「発明者」とは、職務発明等をした教職員等をいう。

五 「教職員等」とは、次に掲げる者をいう。

ア 大学の専任教職員、特任教授、助教および助手

イ 大学との間で研究等の成果である発明等について契約を交わしている任期付教員、研究員、客員教員、研究助手、その他の教職員（派遣契約その他の契約に基づき本学の業務に従事する派遣従業員、臨時雇および契約職員を含む。）、招聘研究員、招聘研究教授および学生

ウ その他職務発明等につき契約がなされている者

(権利の帰属)

第3条 職務発明等に係る知的財産権は、大学がこれを承継する。ただし、第5条第1項、第3項もしくは第4項の規定により職務発明等に該当しないと決定したとき、またはその知的財産権を大学が承継しない、もしくは知的財産権を放棄するものと決定したときは、この限りでない。

2 教職員等が第三者と共同して職務発明等を行ったときは、当該教職員等が有する当該職務発明等に係る知的財産権の共有持分を大学が承継する。ただし、第5条第1項、第3項もしくは第4項の

規定により職務発明等に該当しないと決定したとき、または知的財産権を大学が承継しない、もしくは知的財産権を放棄するものと決定したときは、この限りでない。

第2章 届出および帰属の決定

(届出および受理)

第4条 教職員等は、発明等を行ったときは、大学が別に定める書式によって、速やかに大学に届け出るものとする。ただし、回路配置利用権およびプログラム等の著作権の対象となる創作については、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、教職員等は、当該創作を第三者に利用させようとするときは、大学が別に定める書式によって、速やかに大学に届け出るものとする。

3 大学は、前2項の届出があったときは、速やかに当該教職員等に当該届出を受理した旨を通知しなければならない。

4 教職員等は、第一の出願国以外で知的財産権を取得することを希望するときは、大学が別途定める書式にその旨記載するものとする。

(発明等の審議)

第5条 大学は、下記に定める発明等に関する事項について、第15条に規定する発明審査委員会に対し諮問し、その答申に基づき当否を決定する。

一 第4条第1項および第2項の規定する届出による発明等が、職務発明等に該当するか否か

二 発明等に係る知的財産権を大学が承継するか否か

三 出願または審査請求等の権利取得に必要な手続きを日本国内外にて行うか否か

四 発明等に係る知的財産権を維持するか否か

五 発明等に係る知的財産権を放棄するか否か

六 発明等に係る知的財産権を譲り受けるか否か

七 発明等の技術移転を行うか否か

2 大学は、前項の決定をしたときは、当該発明者に通知しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、緊急の必要があるときまたは第12条に規定する知的財産戦略会議が別に定める基準を満たすときは、産学官研究推進センター長が、第1項各号の当否を決定することができる。

4 前項の場合において、産学官研究推進センター長が当該発明等の発明者であるときは、研究推進部長が決定を行う。

5 前2項の場合においては、産学官研究推進センター長は、事後に大学の承認を得なければならない。この場合において、事後の大学の承認を得られないときは、産学官研究推進センター長は当該決定を直ちに取り消さなければならない。

6 産学官研究推進センター長は、第3項および第4項の決定がなされたときは、当該発明者に通知しなければならない。前項の規定により当該決定を取り消した場合についても同様とする。

(譲渡書の提出)

第6条 前条第1項、第3項または第4項の規定により、発明等を大学が承継すると決定したときは、その発明者は大学が別に定める様式による権利譲渡書を大学に提出しなければならない。

(異議の申立て)

第7条 発明等を届け出た教職員等は、第5条第1項による大学の決定、同条第3項の産学官研究推進センター長の決定、同条第4項の研究推進部長の決定または同条第5項による決定の取り消しに不服があるときは、通知を受けた日から2週間以内に大学に対し、異議を申し立てることができる。

2 大学は、異議の申立てがあったときは、異議を申立てた教職員等および知的財産戦略会議の意見を徴したうえで、異議申立ての当否を決定する。

3 大学は、前項の決定をその理由を付して、異議を申立てた教職員等に通知する。

4 異議の申立てを行った教職員等は、第2項の決定に対し、再度異議の申立てを行うことはできない。

(知的財産権の第三者への譲渡および寄託の制限)

第8条 教職員等は、第5条第1項、第3項または第4項の決定を受けるまでは、その発明等に係る知的財産権を第三者へ譲渡、またはその発明等に係る特許微生物を寄託してはならない。ただし、第7条第1項の規定により異議申し立てをした場合は、同条第2項の決定を受けるまで、その発明

等に係る知的財産権を第三者へ譲渡してはならない。

第3章 共同発明等

(教職員等による共同発明等)

第9条 教職員等が共同で発明等を行った場合において、第4条第1項および第2項の届出、第6条の譲渡書の提出および第7条第1項の異議の申立てを行うときは、代表発明者を定め、発明者全員の連名で行うものとする。

(大学以外の者との共同発明等)

第10条 大学は、教職員等が大学以外の者と共同で職務発明等を行った場合において、その発明等に係る知的財産権が大学と大学以外の者との共有になり、共同で当該知的財産権に係る出願または登録(以下「出願等」という。)を行うときは、大学以外の者と共同出願等に関する契約を締結するものとする。

第4章 知的財産戦略会議

(知的財産戦略会議の設置)

第11条 大学は、知的財産の活用に関する事項を審議するため、知的財産戦略会議を設置する。

(知的財産戦略会議の職務)

第12条 知的財産戦略会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 知的財産権の取得、技術移転等に関する戦略
 - 二 発明審査委員会における評価判断の基準
 - 三 第5条第3項における基準
 - 四 第7条第2項に規定する異議申立てに関する意見の具申
 - 五 大学の発明等に係る侵害、係争または訴訟等が生じた場合の対応
- 2 知的財産戦略会議は、必要に応じ、教職員等からヒヤリングを行うことができる。

(知的財産戦略会議の構成)

第13条 知的財産戦略会議は、次の者をもって構成する。

- 一 総長が指名する理事 1人
 - 二 研究推進部長
 - 三 産学官研究推進センター長
 - 四 会議の議長が指名する者 若干人
- 2 知的財産戦略会議の議長は、前項第1号に規定する委員をもって充てる。
- 3 第1項第1号および第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(知的財産戦略会議の運営)

第14条 知的財産戦略会議は、議長が招集し、その議事を整理する。

- 2 知的財産戦略会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 知的財産戦略会議の議決は、出席委員の過半数による。可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員が第7条第1項の規定する異議申立て人であるときは、当該委員は、第1項第3号の審議に加わることができない。

第5章 発明審査委員会

(発明審査委員会の設置)

第15条 大学は、職務発明等に関する事項を審議するため、発明審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の職務)

第16条 委員会は、第12条第1項第2号に規定する知的財産戦略会議が定める基準に従い、第5条第1項各号に定める事項を審議し、その結果を大学に答申する。

- 2 委員会は、必要に応じ、教職員等からヒヤリングを行うことができる。

(委員会の構成)

第17条 委員会は、次の者をもって構成する。

- 一 産学官研究推進センター長
- 二 委員会の委員長が指名する者 若干人

- 2 委員会の委員長は、前項第1号に規定する委員をもって充てる。
- 3 第1項第2号の委員は、学内者または学外者から委員長の指名に基づき大学が委嘱する。
- 4 第1項第2号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合に、後任の委員は前任者の残任期間とする。

(委員会の運営)

第18条 委員会は、委員長が招集し、その議事を整理する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 委員会の議決は、出席委員の過半数による。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員が当該発明等の発明者またはその技術評価を担当する者であるときは、当該委員は、当該発明等に関する審議に加わることができない。

(持回り審議)

第19条 第16条第1項に規定する事項の審議を行う場合において、委員会の適時開催ができないときは、委員長の判断により委員会の開催を略し、審議事項を明記した文書を各委員へ送付することによって、持回り審議を行うことができる。

- 2 前条第3項および第4項の規定は、前項の持回り審議について準用する。この場合において、「出席委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

第6章 知的財産権取得に係る手続、権利維持および技術移転

(出願等)

第20条 大学は、職務発明等に係る知的財産権を承継すると決定したときは、出願、寄託等の当該知的財産権取得に係る手続を行う。

- 2 前項の知的財産権取得に係る手続に要する費用は原則として大学が負担し、知的財産権取得に係る手続に関する事務は大学が行う。
- 3 前2項の規定にかかわらず、大学以外の者との共同発明等における知的財産権取得に係る手続については、第10条の規定に基づき締結された契約に従うものとする。
- 4 発明者は、大学から知的財産権取得に係る手続について協力を要請されたときは、これに応じなければならない。

(権利維持)

第21条 大学が承継した職務発明等について、前条第1項の規定による知的財産権取得に係る手続に基づいて知的財産権が成立した場合は、その権利維持に要する費用は原則として大学がこれを負担するものとし、権利維持に関する事務は大学が行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、大学以外の者との共同発明等の権利維持に関する費用および事務については、第10条の規定に基づき締結された契約に従うものとする。

(技術移転)

第22条 大学は、職務発明等に係る知的財産権を承継したときは、当該知的財産権について第三者への実施権の付与や権利譲渡等により技術移転を行うことができる。

- 2 前項の技術移転に要する費用は原則として大学が負担し、技術移転に関する事務は大学が行う。
- 3 前2項の規定にかかわらず、大学以外の者との共同発明等に係る技術移転については、第10条の規定に基づき締結された契約に従うものとする。
- 4 発明者は、大学から技術移転に関する諸手続について協力を要請されたときは、これに応じなければならない。

第7章 発明者への実施補償

(対価の配分)

第23条 教職員等は、その職務発明等に係る国内または外国における知的財産権を大学が承継した場合において、当該知的財産権の技術移転により大学が対価を得たときは、毎年度1回、次の算式により算出された額（以下「必要経費控除後対価額」という。）の2分の1の額の配分を受ける権利を有する。

算式

A - B

算式の符号

A 知的財産権の技術移転により大学が得た対価の金額

B 知的財産権に係る出願、維持管理および技術移転等に要した金額

2 必要経費控除後対価額の残余の金額は、大学に配分するものとする。

第8章 雑則

(守秘義務)

第24条 大学と発明者は、当該発明等の内容等の事項について、出願するまでの期間は、秘密を守らなければならない。ただし、大学と発明者が合意の上公表する場合および大学と発明者の責によらずして公知となった場合は除く。

2 前項の規定は、教職員等が第2条第5号に該当しなくなったとき（以下「退職等」という。）以後も適用する。

(退職等後の取扱い)

第25条 教職員等が退職等した場合においても、当該発明等が職務発明等に該当する場合の取扱いは、本規程によるものとする。

2 教職員等が退職等する場合、それ以前に完成した発明等は第4条の規定により届け出なければならない。この場合において、当該発明等が職務発明等に該当する場合の取扱いは、本規程によるものとする。

(事務局)

第26条 本規程に定める事務は、産学官研究推進センターおよび関連箇所が行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、2004年12月1日から施行する。

(関連要綱の廃止)

2 この規程施行の日をもって、職務発明規程運用要綱（2000年規約第00—2号の2）は廃止する。

(経過措置)

3 この規程による改正前の早稲田大学職務発明規程（2000年規約第00—2号の1。以下「旧規程」という。）の規定により大学が承継した知的財産権については、この規程による改正後の職務発明規程（以下「新規程」という。）の規定により大学が承継した知的財産権とみなす。

4 旧規程の規定により大学に提出された権利譲渡書は、新規程の規定により大学に提出された権利譲渡書とみなす。

5 第3項の規定により大学が承継した知的財産の運用または処分により大学が得た対価の配分については、新規程第19条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 新規程の施行の際現に旧規程第9条の発明審査委員会の委員である者は、新規程第12条の発明審査委員会の委員とみなす。この場合における委員の任期は、旧規程の規定により委嘱された日から起算する。

7 発明審査委員会は、附則第3項、第4項および第5項の経過措置について疑義が生じた場合は、審議を行い、その結果を大学に建議する。

附 則 [整理]（2006年9月21日規約第06—29号の16）

この規則は、2006年9月21日から施行する。

附 則 [整理]（2007年3月31日規約第06—31号の25）

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則 [整理]（2008年12月11日規約第08—45号）

この規則は、2008年11月7日から施行する。

附 則 [整理]（2009年3月31日規約第08—86号の2）

この規則は、2009年4月1日から施行する。

附 則 [整理]（2011年1月14日規約第10—72号の2）

この規則は、2010年11月8日から施行する。

附 則（2012年7月6日規約第12—24号）

この規程は、2012年10月1日から施行する。ただし、改正後の早稲田大学職務発明規程第23条の規定は、2013年4月1日から施行する。